

## 重点課題第 4 支援等のための体制整備への取組

### 第 1 現状認識と具体的施策の方向性

#### 1 現状認識

犯罪被害者等は、損害回復（損害賠償の履行確保）等のため、法的支援を受けて民事訴訟の追行等をするほか、犯罪被害者等給付金や見舞金等の支給、医療費等の公費負担、社会保障による公的給付、住居支援等の経済的支援を受けることがある（重点課題第 1）。また、精神的・身体的被害の回復のため、被害の内容に応じた迅速かつ適切な医療やカウンセリングの提供を受けることがあるほか、加害者からの再被害を防ぐ必要もある（重点課題第 2）。さらに、加害者に対する捜査及び公判段階において、刑事手続に参加するほか、加害者処遇の段階においても、心情等の聴取や伝達に係る制度を利用することもある（重点課題第 3）。

このような個別の支援については、運用や制度そのものを更に拡充することはもとより、犯罪被害者等がその支援にたどり着くことができるように体制を整備する必要がある。犯罪被害者等は、精神的に過酷な状況に置かれ、自分や家族が抱える課題に気付き得ないことが多く、仮に気付いたとしても、支援に携わる機関・団体が様々あることから、受けられる支援の内容や支援を受ける方法が分からないといった声がある。その上、支援を受けるに当たって複数の機関・団体を訪れることが必要となる場合もあるところ、その機関・団体ごとに同じ説明を繰り返すことによる負担や二次的被害のリスクも指摘されている。

また、犯罪被害者等が「再び平穏な生活を営むことができる」（基本法第 3 条第 3 項）ようになるには、時に長い時間を要することから、その間に変化する犯罪被害者等のニーズを適時適切にくみ取り、犯罪被害者等が必要とする機関・団体の支援へ漏れなくつないでいくという、途切れない支援を提供する体制を整備することが求められる。

この点、令和 7 年度から、個々の犯罪被害者等がいずれかの機関・団体に相談や問合せをすれば、その機関・団体を起点とし、犯罪被害者等の同意の下で、都道府県に配置する犯罪被害者等支援コーディネーターに情報を集約し、コーディネーターを中心に関係機関・団体が一体となって犯罪被害者等が利用できる支援を提示・提供する多機関ワンストップサービス体制を整備する取組が全国的に開始された。今後、犯罪被害者等が居住地域にかかわらず必要な支援を受けられるよう、全国における本体制の整備・定着と犯

1 罪被害者等支援の充実を図るとともに、支援に携わる機関・団体が相互に連  
2 携し、関係を一層強化するほか、重要な役割を担う民間被害者支援団体に対  
3 する援助を行う必要がある。

4 このような取組の中で、支援体制を効果的に運用するためには、人材の育  
5 成もまた重要となるため、支援に携わる機関・団体の職員の犯罪被害者等  
6 に関する専門的知見の向上を企図した体系的な研修の充実に努めるとともに、  
7 犯罪被害者等の支援に従事し得る人材の確保及び活用の拡大を見据えた効  
8 果的な教育を実施する必要がある。

## 9 10 2 具体的施策の方向性

### 11 (1) 各関係機関・団体における体制の充実

#### 12 ア 関係機関・団体の相談対応及び支援の充実

13 犯罪被害者等支援コーディネーターを配置した多機関ワンストップ  
14 サービス体制の整備及び効果的な運用を図るため、都道府県に対して  
15 財政面での支援を行うほか、様々な支援者を対象とした研修等を行う  
16 などして、対応能力を向上させる。また、令和8年から施行される犯罪  
17 被害者等支援弁護士制度について、犯罪被害者等が早期の段階から包  
18 括的かつ継続的な援助を受けられるよう、日本司法支援センター（法テ  
19 ラス）において、必要な体制や担い手となる弁護士を十分に確保した上、  
20 その運用の充実を図る。

21 このほか、地方公共団体の総合的対応窓口、各機関・団体内の相談対  
22 応や支援を充実させるための取組を推進する。

#### 23 イ 潜在化しやすい犯罪被害への適切な対応

24 配偶者等からの暴力事案、ストーカー事案、児童虐待事案等の被害が  
25 潜在化しやすい犯罪については、被害を早期に発見し、適切な対応をし  
26 なければ、被害が更に拡大するおそれがある。

27 このほか、重点課題第2で述べた犯罪被害者等の安全確保のため  
28 も、各関係機関・団体において、犯罪被害の早期発見や早期対応等を  
29 確に行うための体制整備及び各種対策を引き続き推進する。

### 30 (2) 関係機関・団体の連携及び支援等の情報提供

31 犯罪被害者等に必要な支援を適時適切に提供するため、犯罪被害者等  
32 施策に関するポータルサイト等を活用し、支援に携わる機関・団体の各種  
33 支援制度や相談窓口に関する情報を集約して、犯罪被害者等が必要とす  
34 る情報等のアクセシビリティを向上させる。

35 また、被害直後から様々な機関・団体が協働して重層的な支援を行うこ  
36 とができるよう、支援に携わる機関・団体の担当者が参加する会議や研修

の定期的な開催等を通じ、関係機関・団体相互の情報共有を更に進め、連携を一層強化する。

### (3) 民間団体による活動への援助

民間被害者支援団体は、犯罪被害者等が警察、検察、裁判所等に行く際に付添いをするなどの直接支援をはじめ、被害直後から中長期にもわたる、公的機関では必ずしも十分に果たすことができないきめ細やかな支援を犯罪被害者等に対して提供している。また、民間被害者支援団体は、犯罪被害者等の身近に寄り添う存在として、日々の相談等から犯罪被害者等が抱える支援の必要性にいち早く気づくこともできる。このように、支援の提供及び犯罪被害者等のニーズの把握の両面において、民間被害者支援団体は、多機関ワンストップサービス体制の中で欠くことのできない存在となっている。

その一方で、支援の担い手の確保が課題となっていることから、官民の連携を強化しつつ、これらの民間被害者支援団体の広報や研修等に関する多角的な支援を行い、犯罪被害者等に寄り添う志をもって支援に携わる人材を一人でも多く確保することができるよう努める。

また、多機関ワンストップサービス体制において民間被害者支援団体に求められる支援内容の具体化に向けた分析調査を実施するなどして、民間被害者支援団体が行う犯罪被害者等支援を促進する。

### (4) 人材育成及び調査研究

犯罪被害者等の支援に携わる機関・団体の職員の犯罪被害者等に関する専門的知見の向上を企図した研修を推進する。また、専門職等の養成や資格取得の過程において犯罪被害者等に関する教育を行い、犯罪被害者等支援を人的側面から一層充実させる。

また、これらの取組の底上げを図るため、犯罪被害者等支援に関する必要な調査研究を継続して実施するとともに、研修・研究に係る人的・物的基盤の整備を含め、幅広い知見の集約・提供を可能とする仕組みについても検討する。

## **第2 関係する具体的施策**

- 1 各関係機関・団体における体制の充実に関する施策
- 2 関係機関・団体の連携及び支援等の情報提供に関する施策
- 3 民間団体による活動への援助に関する施策
- 4 人材育成及び調査研究に関する施策